



イベントなど

「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」総会・意見交換会を開催

概要	座間市長、相模原市長を会長とする「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」の総会・意見交換会を行います。
日時	7月17日（金）午前10時から
会場	サニープレイス座間3階多目的室
出席予定者	横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会 （会長） 座間市長 佐藤 弥斗 相模原市長 本村 賢太郎 （副会長）相模原商工会議所会頭 杉岡 芳樹 神奈川県司法書士会相模原支部前支部長 野村 毅 神奈川県弁護士会相模原支部支部長 藤田 寛之 他30人程度
内容	座間市・相模原市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部での、3人の裁判官で事件を審理する「合議制裁判」や労働者と雇用主のトラブルを解決する「労働審判」の実施を求め、最高裁判所や横浜地方裁判所への要望を行っている協議会の総会、および、元地方裁判所裁判官の方から地方裁判所の実情を伺いながら、本協議会会員の意見交換を行います。
協議会	同協議会は、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を目指し、座間市長、相模原市長を会長として令和5年7月4日に発足しました。 参加団体は、各士業団体、経済団体、住民団体、奉仕団体など、合計55団体にのぼり、最高裁判所、横浜地方裁判所などへの要望を行っています。

用語説明	【合議制裁判とは】 3人の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1人の裁判官しか関与しない単独制の裁判と比べ、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされています。 刑事事件においては、殺人や放火などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身柄を拘束する決定(勾留決定)に対する異議申し立て手続(準抗告)も合議で行われなければなりません。 民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。 【労働審判とは】 解雇や給料の不払いなど、個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブル(個別労働関係民事紛争)を対象として、裁判官1人に労働者側と使用者側の専門家各1人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続きの中に調停を組み込み、原則3回以内の期日での迅速、適正かつ実効的な解決を実現しようとする紛争解決制度です。
取材	取材を希望される場合は直接会場へお越しください。 総会終了後の座間市長と相模原市長の囲み取材は行いません。 本協議会事務局の神奈川県弁護士会相模原支部にて取材対応を行います。
問い合わせ先	総合政策部 市民広聴課 TEL 046 (252) 8218 FAX 046 (252) 0220

